

# 延岡市立旭中学校いじめ防止基本方針

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」  
平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」  
平成26年2月に「延岡市いじめ防止基本方針」の策定を受け、  
平成26年4月  
本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針  
「延岡市立旭中学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### (2) いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかりと守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

## 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### (1) いじめの防止等のための組織

- 「いじめ不登校対策委員会」の設置および毎週行う「職員会」

### (2) いじめの防止等に関する措置

#### ア いじめの防止

(ア) 規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開

- 職員相互の授業研究会の実施

- 数学科における全学年の少人数指導の実施

- 中学1年生数学科における「延岡はげまし隊」による個別支援

- 中学1年生英語科における「地域人材活用」による個別支援

(イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り添った相談体制づくりを目指す。

(ウ) 全職員による相談活動を推進する。

(エ) 教科や道徳、特別活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

(オ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

#### イ いじめの早期発見

(ア) いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

(イ) 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

(ウ) いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。

(エ) いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

ウ いじめに対する措置

(ア) いじめの発見

(イ) 情報の共有

(ウ) 事実関係についての調査

○生徒及び教職員への聴き取り

○必要な場合には、生徒へのアンケート調査の実施

(エ) 解決に向けた指導及び支援

○専門的な支援などが必要な場合には、スクールカウンセラー、延岡市教育委員会及び児童相談所、延岡警察署等の関係機関へ相談

(オ) 関係機関への報告

(カ) 継続指導・経過観察

○全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止

(3) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめの予防

○フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発

○教科や特別活動、集会等における情報モラル教育の充実

○生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）の実施

○インターネット利用に関する職員研修の実施

イ ネットいじめへの対処

○被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。

○不当な書き込みを発見したときには、迅速に対処する。

### 3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(4) 地域や家庭との連携について

P T Aや学校評議員、地域との連携促進や、青少年育成協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。